

【ウイダーサポートシステム会則】

第1条(名称)

本施設の名称は、「ウイダートレーニングラボ」(以下「本施設」という)とする。

2. 会員各人のパフォーマンスをサポートするサービスを「ウイダートレーニングサービス」(以下「本サービスという」とする。
3. 本条に定める本施設および本サービスを総称し、「ウイダーサポートシステム」(以下「当会」という)とする。

第2条(運営・管理)

当会の運営・管理は森永製菓株式会社(以下「会社」という)が行う。

第3条(目的)

当会は会員が本施設内の諸施設および本サービスを利用して、会員各人の身体自己管理の啓蒙、心身の健康維持、増進およびパフォーマンス向上を目的とする。

第4条(会員制度)

当会は会員制とする。

2. 当会の会員は、本会則および細則に同意し、所定の会則同意書を提出することにより入会手続きを行うものとする。

第5条(入会資格)

当会への入会を希望する者は、以下の各号に定める条件を全て満たさなければならない。

- (1) 会社から別途当会利用に関する権利を付与された方。
 - (2) 年齢が15歳以上(中学生を除く)の方。ただし、会社が認めた方を除く。
 - (3) 医師等に運動を禁じられておらず、当会の利用に支障がないと自らの責任のもとに会社に申告された方。
 - (4) 当会の会員としてふさわしい品格、人格をもち社会的信用のある方。
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力に関与していない方。
 - (6) 過去に会社より除名等の処分を受けていない方。
 - (7) 本会則に同意し、本会則および諸規則を遵守する方。
2. 前項各号の条件を満たしている場合であっても、会社はその裁量により、入会を承認しないことができるものとする。

第6条(入会手続)

当会へ入会を希望するときは、所定の書面により申し込み手続きを行うものとする。

2. 第5条(入会資格)を満たし、当該入会手続きを完了したものを会員と称する。

第7条(未成年者の取扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第8条(会員資格の譲渡等の禁止)

当会の会員資格は他人に譲渡または貸与することはできない。

第9条(損害賠償責任)

会員は自己の責任と危険負担において当会を利用し、会社または本施設の係員の責に帰さない事由により会員が受けた損害に対して、会社および本施設の係員はその損害賠償の責を負わないものとする。

2. 会社は会員の本施設利用に際して生じた盗難、紛失については一切損害賠償の責を負わないものとする。
3. 会員は自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合台には、速やかにその賠償の責を負うものとする。
4. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は会社に故意、または重大な過失がある場合を除き、一切関知しないものとする。

第10条(本施設の利用)

会員は、本施設の本会則、細則及びその他本施設または会社の定める規則に従い、本施設を所定の方法により、利用できるものとする。

2. 本施設の利用は予約制とし、会員は、会社または本施設に対し事前に所定の方法により利用の申込を行い、会社からの承

認の意思表示をもって、施設を利用できるものとする。

3. 本施設の利用にあたっては、会員は係員の指示に従うものとする。

4. 会社は心疾患、高血圧症、糖尿病等既往症のある者の施設の利用に際し、医師等による診断書等の提出を求めることが出来るものとする。

第11条(本サービスの利用)

会員は、前条に定める本施設の利用の他に本施設の係員の派遣を求め、本サービスを利用できるものとする。

2. 本サービスの利用は申込制とし、会員は、会社または本施設に対し事前に所定の方法により利用の申込を行い、会社が認めた場合のみ、本施設の係員の派遣による本サービスを利用できるものとする。

3. 本サービスの利用にあたっては、会員は係員の指示に従うものとする。

第12条(利用料金)

会員は会社と別途合意した利用料金を、当会利用毎に支払うものとする。

2. 会員は、前条に定める本サービスの利用に於ける係員の交通費、宿泊費等の実費を負担する。具体的な支払方法については、別途会社と協議するものとする。

3. 会社は、本施設の運営上必要と判断した場合は、または経済情勢の変動に応じて、前二項に定める利用料金を変更することができるものとする。

第13条(施設の利用制限)

次の場合、会社は、会員の本施設の全部または一部の利用を制限(利用時間制限、利用禁止等を含む)することができる。

(1) 伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。

(2) 医師から運動、入浴等を禁じられている方

(3) 妊娠している方

(4) 正常な施設利用ができないと会社が判断した方。

(5) 前各号の他、会社、本施設または係員のやむを得ない事情があるとき

第14条(当会の休業、閉鎖)

次の場合、会社は、当会の全部または一部を中止、休業することができるものとする。

(1) 定期休業による場合。

(2) 会社が特別行事、競技会、スクール等の諸行事を開催する場合、又はその他会社が必要と認めた場合。

(3) 会社が本施設および設備の点検、補修又は改修を行う場合。

(4) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合。

(5) 前各号の他、施設の安全上やその他重大な理由によりやむを得ない場合。

第15条(会員資格喪失)

会員は次の場合、会員資格を喪失するものとする。

(1) 会員の都合により退会を申し出、会社の指定する手続きを行った場合。

(2) 会員本人が死亡した場合

(3) 入会に際し虚偽の申告を行ったことが判明した時、または第5条に定める入会資格に抵触した場合

(4) 第14条により、当会の全部を閉鎖した場合

(5) 第16条により除名された場合

第16条(除名)

会社は会員が次のいずれかに該当すると認めた場合は、該当会員を除名することができる。

(1) 当会の名誉を毀損し、秩序を乱し、または当会の会員としてふさわしくない行為をしたとき

(2) 本会則およびその他の諸規則に違反したとき

(3) 利用料金の支払いを滞納したとき

(4) 本施設の係員の指導に従わず、本施設の設備機器等を破損したとき

(5) 正当な理由なく1年以上、当会を利用していないとき

(6) 第13条各号のいずれかに該当することを偽って本施設を利用したとき

(7) その他、会社が社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき

第17条(届出の義務)

会員は住所、連絡先およびその他入会申込者記載事項に変更があった場合は、速やかに所定の届出書にて会社に届けるものとする。

第18条(退会)

会員は都合により退会するときは、会社所定の書面により退会手続きを行うものとする。

第19条(細則)

本会則に定めていない事項および業務上必要な事項は、別途細則に定める。

第20条(改定、変更、追加)

本会則の改定は、会社が必要に応じてこれを行うことが出来るものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

第21条(附則)

本会則は平成29年4月1日より施行する。

【個人情報等の取扱いについて】

森永製菓株式会社（以下「会社」という）は、個人情報保護法に基づき、当社が取得、保有する会員の個人情報等（トレーニングデータを含むが、これに限られない）を以下記載の内容で利用目的、取扱い等を致します。

1.会社は、以下の会員の個人情報等を取得、保有いたします。また、会員の個人情報等は以下の目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用する場合は、あらかじめ会員に対し確認するものとします。

(1) 保有する個人情報等の類型

- ・会社が管理する施設（以下「本施設」という）を利用する際に入手した個人情報等
- ・本施設を利用に伴い入手した個人情報等

(2) 個人情報等の利用目的

- ・サービス・商品に関する会員との契約の履行のため
- ・サービス・商品開発等の調査分析のため
- ・事故等緊急の際の連絡のため
- ・保険会社（保険代理店を含む）への保険金請求等、各種手続き関わる当社の事務処理のため

2.会社では、「個人情報保護方針」等を定めるとともに、個人情報保護法をはじめとする個人情報保護に関する関係法令等を順守します。また、社員等の教育、啓発に努め、個人情報保護意識の高揚を図ります。

3.会社では、1.に記載の利用目的に際し、個人情報等を取扱う業務の全部または一部を外部に委託することがあります。委託先は個人情報を適切に取扱っていると認められる委託先を選定し、委託先とは個人情報の保護を適正に定めた契約を締結します。また委託先においても、個人情報の管理、秘密保持等、会員の個人情報等の漏えい等がないよう適切な管理を実施させます。

4.会社が保有する会員の個人情報等を、上記の外部委託の場合を除き、会員の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。但し、以下の場合は、会員の同意なく個人情報等を開示・提供することがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関や地方公共団体などが法令上の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・会社の関連会社または会員の関係者と情報共有することが適切であると判断される場合

5.会社が保有している会員の個人情報等について、会員またはその代理店からの開示、変更または利用停止等の求めがあった場合、合理的な期間および範囲で対応致します。

(1) 開示等の求めの対象となる項目は以下のとおりです。

- ・名前 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・性別 ・生年月日 ・利用目的

(2) 開示等の求めは、会社または本施設が担当窓口となります。